

## 平成25年度税制改正で活用の幅が広がった 相続時精算課税制度の活用法

相続時精算課税贈与（相続時精算課税制度による贈与）は贈与者に相続が発生すると、同制度の選択を受けた財産の贈与時の価格を相続財産に加算して相続税が課税されます。それでは相続税対策の効果がないと思われるかもしれません、価格が上昇している財産の贈与や収益物件の贈与の場合には節税が可能になります。

### 法改正で適用可能範囲が拡大

相続時精算課税贈与はその年1月1日現在65歳以上の父母から、その年1月1日現在20歳以上の子（正確には直系卑属である推定相続人）に対する贈与に適用されます。平成25年度税制改正では適用者の範囲が拡大され、平成27年1月1日以後の贈与から、贈与者について60歳以上の父母または祖父母に適用対象者が拡大され、受贈者は20歳以上の推定相続人及び孫に拡大される予定です。

平成26年末までは父母からの贈与にしか

「相続時精算課税贈与」早分かり表

	相続時精算課税贈与	
	一般枠	住宅取得等資金
贈与者 (意思の表明可能な人)	その年1月1日現在 65歳以上の父母 <sup>(注1)</sup> (年齢制限なし)	父又は母 (年齢制限なし)
受贈者	その年1月1日現在20歳以上の 直系卑属である推定相続人（通常は子・ 代襲相続人を含む。養子でもOK) <sup>(注2)</sup>	
控除額（非課税枠）	特別控除2,500万円	
選択手続	贈与を受けた年の翌年3月15日までに申告	
税率	制度選択後の贈与を累積して、 累積額から特別控除後一律20%	
相続発生時の 相続財産への加算	贈与財産を贈与時の価額で相続財産に加算 (既に納付した贈与税額は控除又は還付)	
特別控除の複数適用	父母（養父母）からそれぞれ可能	
適用期限	なし	平成26年12月31 日までの贈与

（注1）65歳以上の父母→改正案：60歳以上の父母又は祖父母

（注2）20歳以上の推定相続人→改正案：20歳以上の推定相続人及び孫

※上記改正は平成27年1月1日以後の贈与により取得する財産に係る  
贈与税について適用

適用できませんが、平成27年からは祖父母からの孫への贈与も適用対象となりますので、より一層活用の幅が広がったと言えます。しかし、孫への贈与の場合には、将来祖父母に相続が発生したときに相続税の課税対象となり、孫への相続税の課税については通常の相続税額の20%増しの相続税額となります。その点を考慮してもなお有利であるのかどうかを検討した上で適用を受けるかどうかの判断が必要です。

### 暦年贈与には戻れない

父母や祖父母から贈与を受けた子や孫が一度相続時精算課税贈与の選択適用を受けると、適用を受けた父、または母あるいは祖父または祖母からのそれ以後の贈与では、110万円の基礎控除のある暦年贈与は一切適用できなくなります。たとえば父から累計2,500万円までの相続時精算課税贈与を受けたとします。一方、祖父母や母からは暦年贈与の適用を受け、その合計が年間110万円までであったとします。この場合には贈与税の申告は必要ですが、贈与税額はゼロです。この場合2年目以降であっても、父からの贈与はすべて相続時精算課税贈与となります。選択した年から累計して2,500万円を超えると超えた部分には20%

の税率で贈与税が課税されます。そして父に相続が発生すると相続時精算課税贈与の累計額が相続財産に加算されて相続税が計算され、その相続税額から過去に20%の税率で課税された贈与税額を控除して相続税を納税することになります。

### 値上がりすると有利になる

#### 1. 将来値上がりする財産を贈与する

相続時精算課税制度は贈与者に相続が発生すると、その贈与者である被相続人から相続時精算課税贈与を受けた財産の贈与時点の評価額を加算して相続税が課税されます。仮に相続発生時点までに評価額が上昇していても贈与時点の評価額が加算されるだけです。被相続人が贈与せずに所有したままだと上昇した後の評価額に相続税が課税されるので、価格上昇分に対応する相続税を節税したことになります。贈与税は贈与時点で2,500万円を超える部分について20%の税率で課税されていますが、これは相続税の納税時に控除されますので、結果的には負担しないことになります。つまり、評価上昇分に対する相続税は全く負担していないことになるわけです。

市街化調整区域の土地について、都市計画区域が変更されて市街化区域に編入されると土地の評価額は大幅に上昇します。都市計画区域の変更は事前にわかりますので



で、評価の低い市街化調整区域の土地の贈与を受け、相続時精算課税制度の適用を受けます。その後、市街化区域に編入された後に贈与者に相続が発生すると、相続税の課税対象として加算される評価額は相続発生時の高くなつた評価額ではなく、贈与時の低い評価額になり、その差額については無税で贈与したのと同様の効果があります。

#### 2. 収益を生むものを贈与する

たとえばロードサイドの店舗を個人で所有し、高い賃料で賃貸しているとします。この建物を相続時精算課税制度で贈与しますと、建物の相続税評価額から2,500万円を控除した金額に20%の税率で計算した贈与税が課税されます。贈与を受けた人には毎月の賃料が収入になりますが、その賃料収入に贈与税はかかりません。もちろん所得税はかかりますが、それは贈与しなかった場合、元の所有者にかかりますので、両者の累進税率の違いの問題だけです。つまり、相続税対策上で考えると、何もしなければどんどん被相続人となる人にお金が累積されていくところを、相続人の側にお金が累積していく相続税の課税対象ではなくなるということです。ただし、建物建築時に行った借入金や建設協力金が残っている場合には税務上注意しなければならない点がありますのでご留意ください。

相続時精算課税制度は、贈与時の評価額が相続時に相続財産に加算されて相続税額が計算されるので相続税対策にはならないと考えている方もおられます。工夫しないで大きな節税が可能になります。一度相続時精算課税制度の適用を受けた贈与者からの贈与は暦年贈与の適用を受けることができなくなる点などによく注意して、上手に活用したいものです。



## 税負担等の軽減を考慮した 遺産分割

税理士  
東西ひとみ

梅から桃そして桜へと、ふくよかな香りが舞う春。冬をくぐり抜けた開放感に浸っていたひとみに、足立さんから「父が先日亡くなつたので、相続や税金のこと相談したい」との連絡があった。足立家は宅地開発により土地価額が上昇した地域に広大な農地を所有しており、つい先日も確定申告の報告をした折に相続税が非常に高額になりそうですねと話したところであった。代々の農家なのでそれほど預貯金はなく、どのように遺産分割をし、どのように相続税を払うのか、真剣に相談にのらなくてはと気を引き締めた。

### 遺産分割は相続税を考慮して

事務所を訪れた、長男で農業を承継している足立さんは、さっそく話し始めた。  
**（足立さん）** 「父は直前まで元気でしたので、遺言書等もなく私達も相続の備えをしていませんでした。相続人は母と私と妹2人の4人ですが、母や妹達は控え目な人柄で、相続については後継者の私に任せると言っています。遺産分割をどのようにすべきか悩んでいますので、お知恵を貸してください」

**（東西さん）** 「御家族の仲が良く遺産分けて揉めないようであれば、相続法上有利となる遺産分割をされてはいかがですか。どのように遺産分割されるつもりか聞かせていただければ、アドバイスさせていただきます」

**（足立さん）** 「長年父と住み続けた自宅を母はとても大切にしているので、私と母が同居しているこの自宅敷地は母に相続してもらおうと思っています」

**（東西さん）** 「自宅の敷地については配偶者や同居している親族が相続した場合、 $240\text{m}^2$ まで80%減額できる『小規模宅地等についての課税価格の計算特例』という制度があります。ただ、お母様は法定相続分までの財産の取得については、相続税の配偶者軽減措置があり相続税を払わなくてもよいのですから、この特例は足立さんが適用を受けてはどうでしょう。足立さんの自宅は広く $480\text{m}^2$ ありますので、今回の相続では2分の1( $240\text{m}^2$ )を足立さんが相続してこの80%減額特例の適用を受け、残りの2分の1をお母様が相続され、お母様の相続時に足立さんがもう一度80%減額特例の適用を受けるのがベストだと思います」

\*平成25年度税制改正で、平成27年1月1日以後の相続等により取得する財産に係る相続税について特定居住用宅地の適用面積の上限については $330\text{m}^2$ とされます。



**（足立さん）** 「そうか、80%減額される自宅の敷地は、税金を払わない母が全部相続すると不利ですね。おっしゃるように母と私で2分の1づつ相続することにします。それから自宅横の $800\text{m}^2$ の土地については母と私の2人で共有相続にしたいのですが…」

### 土地の相続の仕方で相続税額が変わる

**（東西さん）** 「その土地は、表通り（20万円）と裏通り（14万円）で路線価がかなり違う2つの道路に面しているため、共有相続ではなく、2つに分筆し、表通りをお母様、裏通りを足立さんが相続されると、足立さんが相続される土地の評価額が30%も下がります」

**（足立さん）** 「へー、分筆して別々に相続するだけでこんなに違うのですね。じゃ、隣町の細長い2筆（A、B）の土地も、母と私が別々に相続したほうが有利でしょうか？」

**（東西さん）** 「宅地の評価は取得者ごとに評価しますので、お母様と足立さんが別々に相続されると、取得者が異なりますので一体の駐車場として利用していくても別々に評価します。この地域は $1,000\text{m}^2$ を超えると開発の許可が要ります。相続税の財産評価基本通達によると開発が必要とされる宅地の評価をする場合、道路等公共用地が必要な場合には広大地として、評価額が50%前後減額されることになっています。Aの宅地は $800\text{m}^2$ 、Bの宅地は $900\text{m}^2$ となっており、別々に評価すると $1,000\text{m}^2$ 未満で、広大地としては評価できません。しかしA、Bを同一の相続人が取得すると一体の土地とされ、 $1,000\text{m}^2$ を超えることになり道路も必要となりますので、広大地として大きく評価が減額されます。ですから別々に相続するより、お母様と足立さんが2人で共有相続した方が評価額が下がります」

**（足立さん）** 「なるほど。別々に相続した方がよい場合、一緒に共有相続した方がよい場合、本当に遺産分割の方法次第で相続税が大きく変わるのでですね。先生は数多くの相続の相談を受けてこられたそうですが、どんなことに気を付けてこられたのですか？」

**（東西さん）** 「相続にとって一番重要なことは、相続人に過大な負担がかからず、相続してよかったと思ってもらえることだと思います。その意味でも、無視できないのは相続税の問題です。遺産の分け方によって、相続税額が異なることは事実なのですから、できる限り相続税が高額にならないような工夫をすることが遺産分割のアドバイスにおいては必要不可欠だと思います。ただ、税金はあまりにも複雑でケースごとに違いますので、遺産分割が異なるケース毎に何回も相続税のシミュレーションをして、相続人全員で話し合うことが非常に重要です」

足立さんは、相続税を考慮した遺産分割についてひとみからいろいろアドバイスをもらい、目からウロコが落ちたような気がした。目先の税金ばかりではなく、先々のことまで考えて最も良い遺産分割の方法について、皆とよく話し合ってみることにしたのだった。足取りも軽く帰っていく足立さんを見送りながら、ひとみは家族の仲が良いからこそ節税ができるのだとあらためて思うのだった。

### 広大地の評価（一例）

それが取得
A B
→120千円
●評価額 妻取得分（宅地A） $120\text{千円} \times 800\text{m}^2 = 96,000\text{千円}$
●子取得分（宅地B） $120\text{千円} \times 900\text{m}^2 = 108,000\text{千円}$
評価額合計： 204,000千円
▲全体会を共有で取得したほうが有利!!
●評価額 宅地A・宅地Bを一体評価 $\rightarrow 800\text{m}^2 + 900\text{m}^2 = 1,700\text{m}^2 > 1,000\text{m}^2$ 開発許可面積 $\rightarrow$ 広大地評価
●評価額 $120\text{千円} \times (0.6 - 0.05 \times 1,700\text{m}^2 / 1,000\text{m}^2) \times 1,700\text{m}^2 = 105,060\text{千円}$